

緊急警告!!

高島市でも こんな悪質商法が 報告されています!!

保存版

※念のため取りかき目印に付くところに貼ってください

❑ 老後の資金が一瞬にして…

一人暮らしをしている80代のおばあちゃん。自宅を訪ねてみると、見覚えのない寝具や浄水器などの商品、大量の契約書が見つかった。通帳を見ると3年ほどで数百万のお金が引き落とされている。本人に聞いてもよく分からないという。

その1

高齢の方の判断能力の低下や断りきれない性格につけ込んで何度も契約を繰り返させる次々販売といわれる商法です。解約は困難ですが救済できるケースもあります。

❑ お得なはず!!のはずが…

「いらぬ布団があったら引き取るよ」と言われたので自宅に招き入れたら、別の男性が新しい布団を持って入り込んできた。二人がかりで自宅にあった布団を全部運んでいき、新しい布団を敷きこんで、契約書に名前を書くように迫ってきた。

その2

怖くて断りきれず名前を書いたが、納得いくものではない。

初めに販売目的を告げない訪問販売は法律に反しています。強引なやり方で恐怖感を与える悪質な商法です。同様の手口では、「床下が腐っている」などと不安をあおり工事の契約を結ばせる点検商法というのがあります。いずれも8日間以内なら無条件解除(クーリングオフ)が可能です。早めにご相談ください。

❑ 言葉たくみに誘われて…

「洗剤を無料でプレゼント」と若い男性にテントの中に誘導された。お米やラップなども早い者勝ちで配られた。テントの中で健康の話をされ、プレゼントされた手前聞かないわけにもいかず、気が付いたら高額羽毛布団を買うハメに。冷静に考えると必要ない。

その3

催眠商法(SF商法)といわれるもので、狭い場所で一種興奮状態になり、必要ないものを買ってしまいます。同じように8日間以内でしたら無条件解除(クーリングオフ)が可能です。なるべく早めにご相談ください。

契約してから8日以内...? もしかしたらクーリングオフできるかも...? でも、クーリングオフって??



裏面へ!

- 高島警察署 電話(22)0110
- 緊急時 110
- 高島市役所 消費生活相談窓口 電話(25)8125
- 地域包括支援センター 電話(22)0193



未来へつなごう

心のかけはし 大洲市と友好提携

中江藤樹先生の勉学の地として、旧安曇川町と友好提携を結んでいた愛媛県大洲市と新たに「友好交流調印書」に署名をし、これまでに築いてきた友好関係をさらに発展させ、将来にわたって友好の輪を広げていくことを約束しました。

9月1日に大洲城天守閣で行われた調印式には、高島市から海東市長、岸田議長をはじめ6人の関係者と、大洲市からは市長職務代理者の首藤馨助役ほか8人が出席。「大洲の旅」に参加した高島市民15人も見守る中、大洲和紙で作られた調印書に署名し調印書の交換を行いました。

したことにより、家臣であった祖父とともに藤樹先生が移り住まれたことに遡ります。389年の永い年月をかさね、今、新たな絆で結ばれた大洲市と高島市。



■ 大洲市のあらまし
大洲市は、愛媛県の南西に位置し、人口は約51,500人、面積は432.20km²。平成17年1月、周辺の3町村と合併し、新「大洲市」となりました。

(企画調整課)

タウンピックス TOWN TOPICS

TOWN TOPICS

平成19年1月から 本人確認を行う場合
市税関係の証明書の交付等の際に

高島市では、個人情報保護の観点から、市税関係の証明書の交付申請時や固定資産課税台帳などの閲覧申請時に、押印に代えて次の書類を提示していただきます。申請時には必ず運転免許証など本人であることが確認できる書類をご用意ください。

- ★本人であることが確認できる書類
- ・自動車運転免許証
- ・パスポート
- ・健康保険、国民健康保険等の被保険者証
- ・国民年金、厚生年金等の年金証書
- ・住民基本台帳カード



★本人でない場合は、委任状が必要です!

証明書の交付申請等に窓口に来られた方がご本人(納税義務者)以外(代理人)の場合は、委任状の提出と代理人の方の本人確認書類が必要です。委任状は必ず委任者(納税義務者)本人が書いて押印してください。

◎次の場合は委任状は不要です

- ・来所された方が納税義務者と同居の親族であることが確認できる場合
- ・来所された方が納税義務者(法人)の従業員であることが確認できる場合

※納税義務者が法人の場合は、申請書または委任状に法人の代表者印を押印してください。
※申請書および委任状は、下記の窓口にて備えてあり、高島市のホームページからダウンロードすることができます。

- お問い合わせ
- 税務課 電話(25)8116
 - マキノ支所住民課 電話(27)1122
 - 今津支所住民課 電話(22)6827
 - 朽木支所住民課 電話(38)2332
 - 安曇川支所住民課 電話(32)4402
 - 高島支所住民課 電話(36)2010

11月から 時間外窓口延長業務が変わります!

市役所と各支所では、毎週1回午後8時まで窓口業務の延長を行っていますが、市民の皆さんがご利用しやすいように次のとおり変更します。

- ◆ マキノ支所と高島支所の延長日が変わります。
延長日がマキノ支所を水曜日から火曜日に、高島支所を金曜日から木曜日に変更し、右表のように毎日本庁または支所のいずれかがご利用いただけます。
- ◆ 市税等公金の納付も午後8時までできます。
市税や水道料・保育料などの市の各種公金は、納付書を添えて納付ください。納付書を紛失された場合等は、事前に各担当課にご連絡ください。
- ◆ 税証明書交付の取り扱いが増えます。
従来の市県民税関係の証明書に加えて、固定資産税関係の証明書や納税証明書も取得できます。(電算により交付できるものに限りです。)

【時間外窓口延長業務】※延長時間は午後8時まで

| | |
|-------|---|
| 毎週月曜日 | 市役所本庁 ・市民課 電話(25)8125 ・税務課 電話(25)8116 ・保険年金課 電話(25)8137 ・出納室 電話(25)8118 朽木支所住民課 電話(38)2332 |
| 毎週火曜日 | マキノ支所住民課 電話(27)1122 |
| 毎週水曜日 | 安曇川支所住民課 電話(32)4402 |
| 毎週木曜日 | 高島支所住民課 電話(36)2010 |
| 毎週金曜日 | 今津支所住民課 電話(22)6827 |

※延長日は市役所の休業日を除きます。

【取扱業務】
〈市民課〉戸籍届の受付、住民登録異動、外国人登録の異動(新規登録は除く)、登録証明書の交付、印鑑登録、住民票・戸籍謄本・印鑑登録等の諸証明
〈税務課〉所得証明、課税証明、非課税証明、固定資産評価証明、固定資産公課証明、納税証明、軽自動車税納税証明(車検用)等(住宅用家屋証明、公函等の閲覧はできません。)
〈保険年金課〉国民健康保険の異動、保険証の交付
〈出納室〉公金の収納
〈各支所〉前記の各業務